

## 平成27年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会 議事録

- 1 日 時 平成28年1月12日(火) 13時30分～15時30分
- 2 場 所 杉妻会館 4階 「牡丹の間」
- 3 出席者 【消費者代表委員】  
小沼 光子 委員  
太田 陽子 委員  
加藤 幸枝 委員
- 【生産者・製造者・流通業者代表委員】  
遠藤 康浩 委員  
久保木幸子 委員  
松永 雄一 委員  
伊藤 信弘 委員  
過足 満雄 委員
- 【学識経験者代表委員】  
阿部 正 委員  
千葉 養伍 委員  
宮崎 真 委員

### 4 議事内容

#### 【開 会】

(司会：食品生活衛生課専門獣医技師)

定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を開催いたします。開催にあたりまして、福島県保健福祉部長より挨拶を申し上げます。

#### 【あいさつ】

(保健福祉部長)

委員の皆様、新年明けましておめでとうございます。県の保健福祉部長を務めております、鈴木淳一と申します。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。今年度、第2回目のふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催に当たり、一言、御挨拶申し上げます。皆様には、ご多忙にもかかわらず、本懇談会に出席いただき、ありがとうございます。また、日頃から、本県の保健衛生行政の推進につきまして、それぞれのお立場から多大な御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、昨日は1月11日ということで、知事も浪江町に赴きまして一斉捜索の激励を行ってきたところであります。早いものですが、間もなく震災から5年が経とうとしております。この五年間、様々な対策を行ってきましたが、それでも県民の食品に対する不安が十分に解消されていないのが現状かと思っております。食品への不安は、結果として風評被害につながっていくということで、大変重要な課題であると捉えております。昨年10月に、県の別のセクションで県政世論調査を実施しております。その結果によりますと、6割を

超える県民の方が、原発事故等に関して知りたい情報という設問に対して、「食品、農産物の安全確保についての取組」や「モニタリングの結果」などの情報が知りたいと答えているのが実情であります。

県におきましてはこの間、懇談会からいただいた御意見を踏まえまして、昨年7月に第2期となります、食の安全・安心対策プログラムを策定いたしまして、「食の安全」、「食の安心」それから「放射性物質対策」を三本の柱として、農林水産物あるいは加工食品の放射性物質検査やリスクコミュニケーションなど、「食の安全と安心の確保」に向けた様々な取組を行っているところです。

こうした中、明るい話題もありました。既にニュースになっておりますが、平成27年産の県産米について、相変わらず全量全袋検査を実施しております。昨年産米については1,030万袋を検査し、一袋も基準値の超過はありませんでした。そして、県北地方で特に有名なあんぽ柿ですが、これも様々な苦勞をしながら、現在、生産を一部再開しておりますが、今年は震災前の75%に当たる約1,157トンの出荷を目標にして取り組んでいるところです。

前向きな明るい話題も多くなってきておりまして、こういった差し込んできた光を大きな輝きにして福島の豊かな食環境づくりを進めていくためにも、保健福祉部(県)として、来年度、健康長寿を一つの大きなテーマとしまして一大プロジェクトを打っていきたいと考えております。まだ、予算要求中ですから、詳しいことは言えませんが、どちらかと言えば、守ってばかりではなく攻めていきたいと考えております。これは、別の部局で行っている県民運動とも連携して、健康をテーマとして、県民運動を展開していきたいと思っております。守って医療費を削減するのではなく、積極的に健康や予防の事業に力を入れていくことで少ない予算で大きな効果を挙げる事が出来るのではないかと考えております。また、6月には、食育の全国大会を郡山市で開催します。これは全国大会ですので、全国各県から数万人の方がお集まりになる機会があります。そういった様々な場を捉えて、福島の食の魅力、それから、安全・安心にこのような対策をしているなど、広く発信していきたいと考えております。皆さまには、それぞれの立場から、我々の取り組みにより一層のお力添えをいただければ、大変ありがたいと思っております。

本日はこのプログラムの今年度上半期の実施状況、それから食の安全・安心をめぐる様々な情報の共有をさせていただきながら、会を進めていきたいと考えておりますので、どうぞ皆さま忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思っております。以上、冒頭挨拶をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

(司会：食品生活衛生課専門獣医技師)

保健福祉部長につきましては、所用によりここで退席させていただきます。

## 【議事】

(司会：食品生活衛生課専門獣医技師)

これからの議事進行につきましては、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱」第4項に基づき、選任されておられる、阿部委員に座長をお願いしたいと思います。

阿部委員、よろしく願いいたします。

(座長：阿部委員)

こんにちは。あらためまして本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきますが、円滑な議事運営に御協力をお願いします。早速、懇談会に入りたいと思います。

本日の議題でございますが、ご覧の通り、昨年6月の第1回の懇談会におきまして、皆さまから御意見をいただき、策定されました第2期「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」について、平成27年度上半期の実施状況について、事務局からご説明いただきますとともに、また部長が先ほどお話しされました、様々な食の安全・安心に係わる事案としまして、5つほど、例えば食中毒対策の取組等について、説明をいただきました後、皆様の忌憚のないご意見をいただければありがたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。議題1「ふくしま食の安全・安心対策プログラム(第2期)の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。資料1となります。基本施策3放射性物質対策については、委員の皆さまが詳しく聞きたい内容が多いと思いますので、施策1と2の説明と施策3の説明を分けて議事を進めたいので、よろしくお願いいたします。

## 【1ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況について】

### 【基本施策1、基本施策2の実施状況】

(事務局：食品生活衛生課副課長兼主任主査)

食品生活衛生課副課長の石川と申します。それでは、説明させていただきます。資料1をご覧ください。議題1の「ふくしま食の安全・安心対策プログラムの進捗状況について」説明させていただきます。ただ今、座長から説明がありましたように、はじめに資料1の1ページから23ページまで説明をさせていただきます。その後24ページ以降の基本施策3「放射性物質対策」の実施状況につきましては、関係課長から事業ごとに説明させていただきたいと思います。

それでは、まず実施状況の概要についてご説明いたします。資料1の1ページをご覧ください。基本施策1につきましては、本年度計画しておりました食の安全に関する51事業のうち、45事業について実施いたしました。平成27年9月末現在で、基本施策1では、14の成果目標のうち11について中間実績がまとまっております。不良食品に係るは7の成果目標のうち6、不良食品以外の4の成果目標のうち4が、現況値と同等または改善が見込まれる数値となっております。

これに関連しまして、資料の2ページをご覧ください。基本施策1の中間実績を一覧表にしたものでございます。①の輸入食品での不良食品発生件数につきましては、上半期に1件、すでに現況値の0件を超えているものであります。

1ページにお戻りください。基本施策2につきましては、今年度計画しておりました食の安心に関する16事業のうち、15事業について実施いたしました。5つの成果目標のうち、2つについては策定時の現況値より改善が困難ですが、3つについては現況値と同等または改善が見込まれる数値となっております。3ページの一覧を御覧ください。②の毒きのこ等による食中毒発生件数が9月までの中間実績では、1件となっておりますが、10月に2件、きのこの食中毒が発生しております。現時点で現況値を超えている状況であります。③の講習会などで実施するアンケートにつきましては、食の安全・安心が確

保されていると回答していただいた割合が59.2%となっておりまして、現況値63.2%より低い状況で、今後も講習会等でアンケートを実施する予定ですが、改善が困難な状況であります。

次に1ページに戻っていただきまして、基本施策3につきましては、今年度計画しておりました食品中の放射性物質対策に関する重複事業9つを含む30事業のうち27事業を実施しております。こちらの中間実績もまた3ページの下の方になりますが、2つの成果目標を定めております。いずれも現況値と同等、現況値が0件でございますが、中間実績も0件でございます。したがって、食品衛生法における放射性物質の基準値を超過して出荷・流通・販売された食品はございませんでした。

平成27年度の上半期のまとめとして、1ページの右下の枠の中に記載してございますが、中間実績のまとまった18の成果目標のうち、15の成果目標が現況値と同等または改善が見込まれるものとなっております。今後も各事業を着実に実施し、食の安全の確保と安心の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

次に、4ページをお開きください。平成27年度の事業実施状況、食の安全確保に関する基本施策1について、ご説明いたします。「(1)安全な食品の生産と供給」の「ア安全な農林水産物の生産と供給」におきましては、「No.2GAPの推進」では、マニュアルに基づきGAPの実践を推進しておりまして、上半期には、補助事業を活用して、2事業者が高度なGAPの導入に取り組むことになりました。下半期におきましても、研修会を開催し、高度なGAPの推進を図ってまいりたいと思います。

続いて、5ページの「No.4有機栽培等の推進」では首都圏の消費者等を対象にした現地交流会及び実務者を対象にした産地見学会を開催し、理解促進と産地の活性化を図りました。下半期におきましても、商談会等に積極的に出展し、取引の拡大を図ります。「No.5死亡牛のBSE検査の推進」においては、48カ月齢以上の死亡牛495頭について、検査を実施し、全頭BSE陰性であることを確認しております。なお、検査対象月齢が昨年4月1日より24カ月齢から48カ月齢に変更されております。また、「No.6安全・安心きのこ栽培の推進」や「No.7ふくしま農園パワーアップ事業」の開催など、安全な農林水産物の生産と供給に向けた7事業を実施いたしました。

次に、6ページにまいります。「イ安全な食品の製造加工」におきましては、「No.1食品製造・加工に関する技術相談」を735件実施したほか、「No.2HACCPの推進」において、延べ64回の立入調査を実施するなど、3事業を実施いたしました。

次に、7ページの「(2)生産から消費に至る監視・指導の強化」ですが、まず、「ア生産段階における監視・指導の強化」におきましては、「No.2県産米のカドミウム対策」、「No.3魚類防疫指導」や8ページの「No.6動物薬事監視・指導」等、計画された7事業のうち6事業を実施いたしました。なお、「No.5水産物産地市場衛生管理指導」につきましては、上半期は実施することができませんでしたが、下半期には一昨年度末より併用を開始いたしました産地市場に対する衛生管理指導等を実施いたします。

次に、9ページの「イ製造・加工段階における監視・指導の強化」におきましては、「No.1食品製造施設の監視・指導」や「No.2食中毒の防止対策」として、旅館、仕出し屋等の大量調理施設の監視・指導を実施しました。さらには、10ページの「No.4」から「No.6」までの事業で、特定給食施設や集団給食施設、学校給食施設について巡回指

導等を行うなど、6事業を実施いたしました。

次に、11ページでございますが、「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、「No.1 市場・大型小売店等の食品調理・販売施設の監視・指導」及び「No.3 米トレーサビリティ法に基づく監視・指導」において、外食店や小売店、弁当店の監視・指導を実施いたしました。「No.2 卸売市場の品質管理指導」につきましては、下半期に市場関係者の意識啓発セミナーの開催を予定しております。

次に、12ページにまいります。エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、市場や大型小売店等、1,386施設の監視・指導を実施いたしました。外国産ミネラルウォーターの表示違反が1件ございました。

次に、「(3) 食品表示の適正化の推進」でございますが、食品表示法に基づく食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、啓発などの6事業中、5事業を実施いたしました。なお、13ページの「No.2 適正表示推進者養成講習会」につきましては、下半期に開催を予定しております。

次に、14ページの「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」でございますが、この検査は基本施策3の放射性物質検査以外の検査となります。検査の精度管理に関しまして、「No.1」、「No.2」の事業を実施したほか、学校給食につきましては、「学校給食衛生管理基準」に基づきまして「No.3」の事業を実施しました。なお、15ページの「No.4」の事業は下半期に実施を予定しております。

「No.5」から16ページの「No.9」までの事業につきましては、平成27年度食品衛生監視指導計画に基づいて、実施いたしました。上半期においては、基準値超過等の検体はございませんでした。「No.10 遺伝子組換え食品の検査」につきましては、下半期に検査を実施する予定でございます。さらに、食肉等の検査につきましては下半期に実施予定の17ページの「No.14 食鳥処理場における病原微生物等モニタリング検査」を除きまして、「No.11」から「No.15」までの検査を実施しております。以上、15事業のうち12事業を実施して、食品の安全性を確認いたしました。

最後に、17ページの「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、「No.1 化学物質発生源の周辺環境調査」など3事業を実施いたしました。基本施策1「食の安全」に関する実施状況の報告は、以上でございます。

続きまして、18ページをご覧ください。基本施策2の実施状況について説明いたします。基本施策2は、「食の安心」に関する事業の実施状況でございます。「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、「No.1 消費者への教育事業」や19ページの「No.4 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動」を実施した他、「No.8の食品衛生講習会」におきましては、食品営業施設や集団給食施設等の食品取扱者、一般消費者に対する出前講座等、多数の参加者を得て実施しているところであります。また、郡山市におきましても、「No.5」から「No.7」までの3事業を実施するなど、8事業全てを実施してございます。

次に、21ページの「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、「No.1 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会」を上半期に5方部で開催し、意見交換等を実施しました。いわき市においても、「No.3」「No.4」郡山市においても、「No.5」を実施してございます。

次に、「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、昨年6月に今年度の第1回「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を開催させていただいております。平成26年度における食の安全・安心に関する事業の実施状況や今後の取組などについて、情報提供及び意見の交換等を実施いたしました。なお、本日は今年度の第2回の懇談会の開催となっております。

最後に、23ページの「(4) 食育の推進」につきましては、「No.1 市町村食育推進計画作成の促進」におきまして、各保健福祉事務所が市町村計画の作成の支援をしたところでございます。また、「No.2 健康に配慮した食環境整備の推進」では福島県食育応援企業が34社登録となるなど、2事業を実施して食育の推進を図りました。

以上が、実施状況の概要と、基本施策1、基本施策2に関する実施状況の報告でございます。よろしくお願いいたします。

### 【基本施策1、基本施策2の実施状況についての質疑】

(座長)

はい。ありがとうございました。ただ今のプログラムの実施状況の概要と基本施策1、基本施策2に関して事務局から説明がございましたが、中身が大変豊富でございます。ここで委員の皆さまからご意見をいただきたいと存じます。どなたかいらっしゃいますか。はい。加藤委員どうぞ。

(加藤委員)

5ページの「No.5」です。直接関わりませんが、福島県に宮城県から、本来、移動することができない干し草をなぜか持ってこられてしまい、また、報道では「牛が食べるものがないからありがたい」と牧場の方は言っていました。果たしてそれが福島県にとっていいのかと思ひまして、そもそも事前に県のほうが察知することが出来なかったのかというのが1点です。

それから、5ページの「No.4」の(2)のところ、積極的にPRをしているということですが、去年の懇談会でも食の安全ということでDASH村で福島県と関わりのあるTOKIOがPRすると首都圏に対するアピールになるのではないかと申したら全面広告を出していただいて、このことは首都圏にいるお友達からもかなり好感をもって受け入れられていますし、そうなんだという声も聞こえてきました。さらに、TOKIOがDASH村で実践していたことについても、つい2、3日前のテレビ番組の鉄腕DASHで干し柿をDASH島で作っていました。そのときに「DASH村では干し柿をこういう風に作った」とわざわざDASH村でやったことを言ってくれたんですね。それだけではなく、ねぎや大根を剥いたりするとき、「DASH村ではこういうふうに行っているんだ」と言ってくれていました。テレビの視聴者は福島にDASH村があることが分かっていますので、TOKIOのこのような発言が首都圏へのアピールに効果があるのではないかなと思ひました。ですから、予算をとって、アピールしていただくと好感をもってもらえ、安全だと思ひてもらえるのかなと思ひました。

それから9ページのところです。調理する時、食中毒の防止対策として加熱ではないですけれど、日本ではすし職人が酢に殺菌効果があるので、もちろん素手で握りますが、ア

アメリカは駄目なんだそうです。アメリカでは寿司を握るとき、ビニールの手袋をして、手に直接つけない。それで、日本は伝統文化として、寿司を素手で握るが、県内もおそらくそうですけれども、おむすびもビニールの手袋なり、手に直接つけない、ご飯を直接握らないお母様も増えてきているので、県としてこのあたりの事情がどうなっているのか、把握していれば教えていただきたいと思います。

もう一つなんですけれども、13ページ、16ページの両方なんですけれども、他にも2月に開催しているところが何箇所かありましたが、どうせだったらもう少し早くならないのかなと2月に講習をやると3月までに県の予算を使い切らないといけないからと感じてまいります。もうちょっと早くやった方がいいのではないのかなと思いますので、その辺りをお伺いしたいと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございます。今のは講習会の開催についてですね。それでは、3つほどあったかと思いますが、まず干し草の件についてお願いします。

(事務局：畜産課長)

畜産課です。ただ今の牧草、汚染牧草についてですが、この件については、福島県も地元の浪江町も、事実が発生するまで全く分からないものだったということです。汚染牧草が宮城県白石市から浪江町の牧場の方に搬入されました。汚染牧草については、法的な位置づけは廃棄物であるという扱いをなされていないということで、搬入した先では、動物愛護の観点から餌として運びましたということで、我々としては抗議をしたり、国と浪江町、宮城県のどちらとも話をしたところでもあります。現在、なお汚染牧草の位置づけについて、法的にはまだ定められていないということもありますので、今年に入ってから、環境省に対して、汚染された牧草が福島県に搬入されないような法整備について、要望をしてきたところでもあります。福島県内においては、汚染牧草は全て、農場並びに市町村等々の場所でそれぞれ保管されておりまして、持ち運びできない状況でありますけれども、他県については、その対応が十分なされていなかったということで今回のような事例が発生したということでございます。

(座長)

それからお寿司の素手とラップと手袋とで食品衛生法上はどのようになっているのかということについて、食品生活衛生課長さん、お願いします。

(事務局：食品生活衛生課長)

具体的に県内の調査を全てやっているわけではありませんが、寿司屋に関しては、なかなか手袋をして握るというのは実態として難しいのかなというところがございます。講習会や立ち入り検査などで、手洗いがノロウイルス等の汚染防止に重要ですので、手洗いの必要性については、口を酸っぱくして、徹底的に指導をしているという状況でございます。

(座長)

集団大量調理施設、仕出し屋のような施設は、手袋の着用を義務付けているんですか。

(事務局：食品生活衛生課長)

手袋の着用を指導しておりますが、法的に手袋を絶対に着けなくては駄目だということではありません。

(座長)

皆さん、指導で手袋は、ビニールの安いものを使い捨てるなどしているようですけれども、お寿司屋さんなど、技術的な問題もありますので、その辺りは厳しく監視指導をしていただくということをお願いするしかないのではないかなと思います。

それから、講習会をもっと早くやった方がどうですかということなのですが、事務局いかがでしょうか。

(事務局：郡山市保健所長)

郡山市でございます。13ページの「No.2 適正表示推進者養成講習会」の件でございます。郡山市としましては、様々な講習会を事業者向けに開催しておりまして、年間スケジュールのなかで、適正表示推進者養成講習については2月というように計画しております。例年このようなスケジュールとなっております。当面はこの予定に変更はございません。

(事務局：農産物流通課長)

農産物流通課でございます。11ページに講習会の関係で2月予定で、2月25日開催で調整を進めてございます。前年度は26年度から再開したということもありまして、年度末で重ねてまいりましたが、委員のご指摘のとおり、もう少し前の段階で開催できないか次年度以降に調整を進めていきたいと思っております。

(座長)

そうですね。よろしく願いいたします。他にご意見ございますか。

(松永委員)

ただ今ありましたお寿司に手袋を使う件なんですけど、アメリカのカリフォルニア州とニューヨークの方で法制化がありまして、ニューヨークの方では、法制化して営業停止になったところも沢山ございます。カリフォルニアの方では、法制化されたのですが、手袋をする方が、衛生面で逆の効果を生んでいるということで撤回されました。現在、ニューヨークの方も手袋をすることが非衛生的であるという流れの方が強くなってきておりまして、法制化が撤回されつつあります。

(座長)

そういう情報があるということですね。ありがとうございます。他にございませんか。



大変ボリュームがありますが、私の方からは10ページの「No.6 学校給食施設衛生管理指導」とありますが、大量調理施設の衛生管理マニュアル、学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準ということで、学校給食の場合は守られている訳です。しかしながら、これに頼ることなく、もっと新しい、衛生の在り方があっていいのではないかなと個人的に考えております。

具体的には私もよく存じ上げませんが、仙台市で旅館業の部分で「仙台HACCP」というものを独自につくりまして、HACCPの場合は食品製造関係の衛生管理で適用されるものが一般的ですが、それを旅館業に適用したというものであり、学校給食も一部ノロに汚染されると大変なことになりますので、衛生管理や工夫があればいいのではないかなと思うのですが、これは私の個人的な感想にはなりますが、もし県の方でこういったものについて、検討いただければ嬉しいなというところであります。これはあくまで私の感想であり要望でも何でもございません。感想です。

他に何かございませんでしょうか。はい。千葉委員お願いします。

(千葉委員)

ちょっと教えていただきたいところがあるのですけれども、12ページ、13ページのところで、成果目標の中程のところ、26件というのがございますが、これは「No.1」の6件と「No.3」の5件と「No.4」の15件を合わせた数でよろしいのかということと、「No.1」と「No.3」と「No.4」を足すと26になるのかなと思うのですが。

この数のどういうものが適切ということになるのか。何か特徴のようなものがあるのか件数では示されているのですが、内容的な中身に関する、例えばどんなものが多いまたは少ないということをお教えていただければという点です。

それから、もう1件ですが、若干ご紹介いただきましたけれども、18ページの上の講習会等で実施するアンケート調査で安全・安心が確保されていると回答していただいた方の割合があげられているわけですが、26年度は63.2%、27年度が59.2%、ほぼ6割の方であまり変わらないかなと思います。先程目標的には達成できない、数値上はちょっと下がったというところでしたので、厳しく見れば達成できなかったということになります。あまりそこまで厳密に数値で評価するというのはどうなのかなと思います。それから、同じところになりますが、対象はどんな方になるのかなと思ひまして、教えていただければと思います。

(宮崎委員)

数字の件なんですけど追加で、14ページの(4)食の安全を確保するための検査体制の充実のなかで、具体的な取り組みの中に27年度中間の中に2件とあるところの、どれが基準値違反あるいは超過なのかがちょっと見えないので、この2件について、これ以外のところにあるのか。他の数字の件と併せて説明をお願いします。

(座長)

食品生活衛生課長さん、お願いします。

(事務局：食品生活衛生課長)

最初の24件の内訳なのですが、これは先生のおっしゃる通りで「No.1」の6件と「No.3」の5件と「No.4」の15件を足したものとなります。

(座長)

それからアンケートの対象、18ページですか。どんな方たちが対象になっているのかというご質問だと思うのですが、数字に関してはあまり厳密にカウントしたらカウントされるのでしょうか、千葉委員の意見は概ね6割ということではよろしいのではないかというお話がありましたが、ただ対象者は、どんな方が対象になっているのかという質問がありましたので、その辺はお分かりでしょうか。数字というのは一人歩きしますので、取り扱いを気を付けなければならないのですが、よく学生にも言っているのですが、59.2の小数点第1位と小数点第2位、これの差はものすごく大きいという話をするのですが、数字は如何にも科学的な根拠となりがちなんですけれども、どうしても数字で示さないと我々消費者が納得しないというところがあるので、事務局としては仕方ないのかなと思いますが、これはこれで意味があることだと思いますがいかがでしょうか。

講習会を開いたときに参加者、出席者にアンケートを取っていて性別やその他の分類をしていないということかな。

(事務局：食品生活衛生課長)

そういった詳しい集計まで手元にありませんので、男女の別まではありますが、一般消費者の方を対象に主に7月、8月の食中毒が多い月に食中毒の講習会を開催し、実際に消費者の方に回答をいただいて、その他に色々な市町村向けに消費者を対象とした出前講座を実施しておりまして、そのときに同じ中身のアンケートをとっているところでありまして、どちらといえば女性のほうが多いということになります。

(座長)

去年の8月のあたり、食の安全について何が一番関心がありますかという質問があったように記憶しておりますが、その中に食の安全のなかで放射能やその辺の視点に関心があるという県のアンケート、広報誌さんのアンケートかな、そういうものも含まれているのかもしれませんが。

小沼委員お願いします。

(小沼委員)

私たち消費者の理解としては、放射能に対するアンケートを配布しております。昨年も1300枚を配布いたしまして、1214人の回答をいただきまして、放射能に対しての安心度というのは、ほとんど90%に近いという結果を得られました。ほとんど安心して食べられるんだという主婦の方が多いですけれども、そういった回答がありまして、米に対する全量検査、今実際に実施しています。それも安心の1つ、これをもっと長く5年、10年と続けていただければ、なお安心も保たれるかなというところなんです。あと県内の食べ物を食べたいという人がほとんどです。それは鮮度の観点で一番おいしいものを食べた

いという意見が多かったです。ぜひよろしく願いいたします。

(座長)

はい。ありがとうございます。やはり講習会等に参加される方はそれなりに問題意識を持っている方でしょうから、そういう中でのアンケートというのはやはり厳しくならざるを得ないのかなというようには思いますが。千葉委員、いかがですか、よろしいですか。ありがとうございます。その他にございますか。太田委員お願いします。

(太田委員)

4ページの「No.1」上半期実績、これは実績が年度末に取りまとめにしますとなっております。それから5ページの「No.4」上半期実績も年度末に取りまとめとなっておりますが、これ結局取りまとめられていないので実績は3年全部ありませんとなるのでしょうか。それとも数字だけはいきなりまとめてとなるのでしょうか。それだとあんまりかなという感じが多少しております。

それと、もう1つなのですけれども、先程の実績の件数がありましたけれども18ページの食品営業施設等・家庭における食中毒の食中毒の発生件数について5件となっておりますけれども、その詳細についてお伺いしたいと思います。

(座長)

環境保全農業課長、お願いします。

(事務局：環境保全農業課長)

環境保全農業課でございます。4ページの「No.1 農薬適正使用の推進」の部分でございますが、農薬の適正使用につきましては、各農協さんの方でそれぞれの出荷品目ごと出荷時前にチェックシートを農家の方に出ささせていただいてチェックしてもらっているところでありまして、したがって、農産物の出荷が1年間続きますので、最終的な取りまとめについては、各JAさんにやり方としては文書を出してチェック体制どうでしたかということをお伺いし、取りまとめをするということで実施しております。これにつきましては、逐次進めているものでありますので、中間的な取りまとめについては申し訳ございませんが、行いませんでした。

(座長)

よろしいですか。集計は最後に行うということですね。

(事務局：食品生活衛生課長)

食中毒事件、5件の内訳でございますが、ノロウイルス1件、カンピロバクター2件、植物性自然毒1件、これはスイセンが原因食品です。そして、アニサキスによる食中毒が1件となっております。

(座長)

太田委員、よろしいでしょうか。それでは最後にお伺いしたいと思います。  
加藤委員お願いします。

(加藤委員)

環境保全農業課長さんにお伺いすることになると思うんですけども、福島市のリオン・ドール鎌田店で店側が知らないうちに生産者が出荷制限の対象のユズを陳列し、結果、回収する事態になったという事件が新聞などでかなり報じられました。リオン・ドールさんも地産地消ということで、生産者の方がそのように搬入するときに、もちろん鎌田のリオン・ドールさんはそういうことが分からないで置いておられたのでょうですけども、そういうものを店側としてはどのようにチェックしておられるのか、また、県がどのように指導されているのか、と思いました。

(座長)

事務局、お願いします。

(事務局：園芸課長)

園芸課でございます。福島市内で生産されたユズが販売されたという事案がございました。この件につきましては、出荷制限のかかっております全品目生産者に制度の周知を図ったことと、それから県内の販売店、直売所も含めまして県職員が見回りまして、出荷制限のかかっているものが売られていないか、またそれぞれの販売店におけるチェックをきちんとしていただくということで、これまで4回ほど販売店を巡回しているところであります。あくまでも出荷制限、収穫自粛等につきまして、制度を維持できるように図っていきたくと考えています。

(座長)

そうですね。だんだん安心と言いますか、気が緩んできている、実際に測ってみるとないうのですが、ただやはりユズについては福島市は出荷制限がかかっているわけですので、やはり、駄目なものは駄目なので、業界は業界できちんと法令を遵守していただくしかないですね。加藤委員、よろしいですか。

(加藤委員)

分からないでやってしまった場合に罰とかはないのですか。

(座長)

罰則についてということですが。いかがでしょうか。

(事務局：環境保全農業課長)

環境保全農業課でございます。今回のユズの件、大変残念に思っております。このユズの件につきましては内閣総理大臣のほうから法律に基づいて出荷を自粛するように要請し

なさいというように県知事の方に指示書が届きます。県としては、出荷しないで下さいとお願いをしているというのが実情でございます。ただ、そうは言いましても国の制度としてこういった体制を執っているものですから、県としては罰則というものはないのですが、出荷しないように指導させていただいているところであります。

(座長)

そうなのですね。  
食品生活衛生課長、お願いします。

(事務局：食品生活衛生課長)

先程、宮崎委員からご質問のあった規格基準違反の2件でございます。これは収去検査で発見されましたヨーグルトと牛乳から大腸菌が検出された事案です。

(座長)

ありがとうございます。  
意見があれば最後におっしゃっていただければと思います。  
基本施策3までは宮崎委員がおられるうちに関係各課、中核市からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

### **【基本施策3の実施状況】**

(環境保全農業課長)

それでは、24ページをお開きください。基本施策3になります。食品中の放射性物質対策でございます。そのうち、(1)安全な食品の生産に向けた放射性物質対策でございます。「No.1食の安全・安心の推進(GAPの推進)」でございます。先程も説明がございましたが、生産段階における県農産物の安全を確保するために農業生産工程管理、GAPと申しますが、その中に放射性物質対策をあらかじめ取り入れて、これに関する取り組みを生産者にやっていたいただいているところでありまして、今年度上半期につきましては、新たに2事業者が高度なGAPの導入に取り組んでおります。下半期でございますが、補助事業で農業者や生産法人等を対象としてGAPの取り組みに関する研修会を開催することとしてございます。以上です。

(事務局：林業振興課長)

続きまして、「No.2安全・安心きのか栽培の推進」、林業振興課でございます。安全・安心なきのか栽培のために生産者を巡回指導しております。26年度、1年間の指導実績は2,011回でございました。今年度上半期で946回と回数を数えております。その他、ホームページ等での情報の提供等の活動をしております。

(事務局：環境保全農業課長)

続きまして、25ページの「No.3ふくしまの恵み安全・安心推進事業」でございます。この事業につきましては、産地において安全管理体制の構築をしておりまして、情報公開

システムでございます「ふくしまの恵み農産物安全管理システム」によりまして、ホームページ等でいわゆる見える化を推進しております。27年度の上半期の実績につきましては、米、園芸作物、穀類につきましては、産地での検査を実施しております。さらに検査機器の導入ということで南相馬市と会津若松市にそれぞれ検査機器を1台ずつ導入しております。総数2台となっております。下半期につきましては、今後も検査結果を発信していくとともに、安全確保のための取り組みと情報発信をしていきたいと思っております。以上です。

(事務局：食品生活衛生課長)

続きましては、「No.4 食品製造施設の監視・指導」でございますが、食品製造施設に対する監視指導に合わせまして、放射性物質に関しましても原材料の安全性の確保について助言・指導を行いました。なお、当該事業における放射性物質の基準超過はございませんでした。下半期につきましても、引き続き実施してまいります。以上でございます。

(事務局：環境保全農業課長)

続きまして26ページでございます。「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」でございます。まず「No.1 農林水産物等緊急時モニタリング事業」でございますけれども、この事業につきましては、法律に基づきまして農林水産物の緊急時モニタリングを実施しております。今年度の上半期につきましては、9月までの間に13,000点を超えるモニタリングを実施いたしまして、そのうち残念ながら15点で超過をしたものがございます。内容としましては、水産物が5点、山菜・きのこが6点、大豆が2点、26年産米にはなりますが玄米が2点ほど超過しております。なお、この調査によりまして、新たに100Bq/kgを超える場合は、国からの指示によりまして、先程の出荷制限等の措置等を行ったところです。下半期につきましても、引き続きモニタリングを18,000点ほど実施する予定でございます。以上です。

(事務局：水田畑作課長)

26ページの「No.2」でございます。水田畑作課でございます。米の全量全袋検査です。26年度は実績としましては約11,000,000点ほど検査したところでございます。26年度中は基準値超過がゼロだったわけですが、括弧書きの※にありますように、26年産米が平成27年7月になって、2点ほど100(Bq/kg)を超えるという事案が生じたところでございます。今年度につきましては、そのようなこと、検査が漏れることがないように、しっかりとした体制を組みながら、検査の方を実施してまいりました。上半期は8月20日から9月30日までで約80,000点ということで基準値超過はございませんでした。その後検査を進めておりまして、先程保健福祉部長のご挨拶にありましたように、現時点では10,300,000点検査をし、基準値超過はない状態でございます。以上です。

(事務局：畜産課長)

「No.3 肉用牛の放射性物質全頭検査」についてでございます。昨年度22,000頭

検査を実施しまして、基準値超過はありませんでした。27年度上半期につきましては、10,510頭の検査しておりまして基準値超過等はありません。直近12月末現在でも16,500頭の検査においても基準値超過は検出されていません。ほとんどが検出下限値以下という状況でございます。以上です。

(事務局：郡山市保健所長（代理：郡山市保健所次長）)

続きまして「No.4豚肉等の放射性物質検査」でございます。郡山市内のと畜場において処理されました、豚、馬、めん羊等の各食肉につきまして、放射性物質の検査を行っております。27年度上半期の実績ですが、豚1,729件、馬290件、めん羊13件、合計2,034件でございます。現在のところ、基準超過はありません。下半期につきましても同様な検査を実施する予定でございます。

(事務局：自然保護課長（代理：自然保護課主幹）)

続きまして、「No.5野生動物の放射性物質モニタリング調査事業」でございます。イノシシ、シカ、キジなどにつきまして、平成26年度は365検体検査をしまして、基準値超過した検体が195件ありました。平成27年度上半期につきましては、116検体を検査期間に持ち込みまして、うち35検体検査をしまして、23検体が基準値を超えるという状況でございます。これらにつきましては、全て出荷制限の措置が取られており、当県からは自家消費の自粛をお願いしておりまして、結果についても全てホームページで公開しております。下半期については、約260検体の検査を実施する予定でございます。以上です。

(事務局：食品生活衛生課長)

続きまして、28ページの「No.6加工食品等の放射性物質検査」につきましては、中核市における検査も含めまして、2,497検体の検査を実施した結果、基準値を超過した食品はありませんでした。なお、10月以降になってございますが、あんぽ柿、干し柿関係の試験加工品の検査を実施しておりまして、それにつきましては15件の基準値超過がありました。該当地区については加工自粛の要請をしております。以上です。

(事務局：産業創出課長)

続きまして30ページ、「No.7」と「No.8」でございます。県内の食品製造業者の自主的な検査に対して支援をしていくというものでございます。「No.7」については、ハイテクプラザにおいて、「No.8」については、商工会議所、商工会において実施する事業でございます。それぞれ27年度の実績は983件、1327件となっておりますが、いずれも超過した検体はありませんでした。以上でございます。

(事務局：消費生活課長)

続きまして、29ページの「No.9自家消費野菜等放射能検査事業」でございます。これは販売されない自家消費の野菜の検査ということで、地域の住民から持ち込みがあったものを預かって検査を行う事業でございます。上半期は、51,463件の検査を行いま

した。また、検査機器の運用のための現地訪問や検査員を対象とした研修会などを実施しております。下半期におきましても、引き続き実施していく予定でございます。

(事務局：健康教育課長（代理：健康教育課主幹兼副課長）)

「No.10 学校給食用食材の放射性物質検査」でございます。こちらは、各学校で放射性物質検査をしている検査機器が精密機械でありまして、年に2回校正をしないといけないものですから、県が校正費を補助するという事業でございます。昨年度、28市町村17の県立学校で検査しております。それで上半期につきましても補助決定を行いました。下半期に向けて実施をしていただいて、補助金等を交付していくという事業でございます。

「No.11 学校給食放射性物質モニタリング検査」でございます。こちらはより一層の給食の安全・安心を確保するという観点から、給食一食分について、事後検査を行うというものでございます。昨年度は2,859検体で、放射性物質の検出状況は0件です。今年の上半期でございますが、549検体の検査を実施しましたが、こちらについても検出値以上のものは検出されなかったということでございます。引き続き下半期も続けていきたいと思っております。

(事務局：放射線監視室長)

続きまして、30ページの「No.12 日常食の放射性物質モニタリング調査」でございます。これは各家庭で消費されている食事の中にどの程度放射性物質が含まれているかということ进行调查するものでございまして、調査対象者の方の食べたもの、同じサンプルなどを分析し測定するという事業でございますけれども、今現在ちょうど分析に入るところでございます。年度末までに結果をまとめてホームページ上で公開する予定でございます。なお、今年度から18歳以下の若い方を対象といたしまして、中長期避難している市町村を除いた52市町村から2人ずつをご推挙いただきまして、合計104検体の検査を実施する予定でございます。以上です。

(事務局：食品生活衛生課長)

続きまして、「(3) 飲料水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」でございます。まず、「No.1 水道水の放射性物質モニタリング検査」におきましては、県内全ての水道水につきまして、上半期に317箇所、6,260件の検査を実施しましたが、管理目標値の10Bq/kgを超過した検体はございませんでした。

続いて、「No.2 飲用井戸水等の放射性物質モニタリング検査」におきましては、水道水以外の井戸水、湧水等839件について、検査を実施しましたが、こちらも管理目標値を超過する検体はございませんでした。

(事務局：消費生活課長)

続きまして、31ページの「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」でございます。まず、「No.1 食の安全・安心アカデミーの開催」でございます。これは食と放射能に関する正しい知識を得ていただくことを目的に開催す



るものでございます。上半期ではなく、下半期に郡山市で開催いたしました。後ほど資料3のところで説明したいと思います。

続けて、「No.2 食品等の放射能に関する説明会（リスクコミュニケーション）」でございしますが、これは市町村等の公民館や集会所等で極め細やかな説明会を実施しているものでございます。上半期に関しては延べ30回、2915名の参加がございました。下半期も継続して取り組んでいく予定でございます。

（事務局：環境保全農業課長）

続きまして、「No.3 ふくしまの恵み安全・安心推進事業」でございしますが、こちらについては先程25ページの方で説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

（事務局：食品生活衛生課長）

次に、32ページの「No.4 飲用井戸水等の安全利用のための普及啓発」につきまして、住民帰還後における飲用井戸水等の使用について、担当する保健所で窓口あるいは電話相談に応じるとともに、使用再開にあたっての留意事項を記載した資料を作成、配付しまして、住民への情報提供に努めたものでございます。

（事務局：農産物流通課長（代理：農産物流通課主幹））

続きまして、「No.5 ふくしま新発売。農林水産物モニタリング情報」でございします。こちらの事業は、県のモニタリング検査を実施した結果につきまして、品目別、地域別に簡単に御覧いただけるように情報システムで整理し、発信しているものでございます。上半期で一日平均で約4,000名の閲覧者がおりまして、前年度を上回るペースで進んでおります。以上です。

（事務局：林業振興課長）

続きまして、「No.6 山菜・きのこによる食中毒防止等の啓発活動」でございします。こちらにつきましては、県内59市町村にお願いして、山菜等に関する出荷制限情報や食中毒防止の周知について、広報誌等の掲載をお願いしているところでして、上半期におきましては、59市町村中、51市町村にご協力いただいております。なお、下半期については、さらにこの数字を伸ばしていくということをお願いをしております。県につきましてもホームページ上で情報を掲載して、周知をさせていただいているところであります。以上です。

（事務局：食品生活衛生課長）

続いて、33ページの「No.7 食品衛生講習会の実施」につきましては、中核市を含めまして、食品営業者への説明会及び一般消費者の出前講座などを311回、実施しまして、11,850人の方に出席いただいております。放射性物質に関する基準値や検査体制、検査結果等についても正しい知識を習得していただけるよう、この講習会にて説明を行っているということでございます。

次に「No.8 食の安全・安心に関わる消費者・事業者・行政の懇談会の開催」でござい

ます。県内5地域で開催いたしまして、同様に放射性物質の基準値、検査体制、検査結果等に関する知識について情報提供を実施したほか、参加された方々からご意見をいただくなど、相互理解に努めたところでございます。以上でございます。

(事務局：いわき市保健所長（代理：いわき市保健所生活衛生課長）)

続きまして、34ページの「No.9 食の安全に関するフォーラム等の開催」でございます。いわき市です。食品事業者あるいは消費者を対象に、食の安全フォーラムを開催します。なお、下半期の事業ということで、10月1日に既に開催しております。以上です。

(事務局：食品生活衛生課長)

次に、「No.10 Fukushima 食の安全・安心推進懇談会の開催」で、本日が2回目の開催になります。

最後に35ページの「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」でございますが、まず、「No.1 加工食品の放射性物質測定に関する調査」につきましては、食品中の放射性物質の検査方法に関しまして、国から検査方法が示されていない乾燥野菜等について、検査方法の研究を行ったものでございます。下半期につきましても凍み豆腐等について、検査を継続してまいります。

(事務局：農業振興課長)

続きまして、「No.2 放射性物質除去・低減技術開発事業」でございます。こちらでセシウム等の汚染の度合あるいは経年変化、それらが植物内にどれくらい、どのように吸収されていくのか、それらを低減する技術ということで、23年度から様々な試験を実施してまいりました。一つは水稲で今回基準値を超えないというのは、やはりカリウムの拮抗作用というのが分かりまして、一定基準以上のカリウムを入れれば、稲の方、米の方から検出されない。そういった研究をしてございます。今年度は、45課題に取り組んでおりまして、結果が出次第、研究を発表あるいはホームページ等で公表してまいります。以上でございます。

### 【基本施策3の実施状況についての質疑】

(座長)

ありがとうございます。基本施策3につきまして、関係各課から丁寧な説明がございました。ただ今の説明につきまして、委員の皆さまからご質問やご意見ございましたらいただきたいと思っております。宮崎委員いかがですか。

(宮崎委員)

お気遣いありがとうございます。時間の関係で退席いたしますので、まとめて質問をさせていただきます。まもなく5年が経つわけですけれども、今の全体の報告から、最後に本当に思いますのは、一個一個の政策が各課で関係が多彩な場所で全て分かれていると気が付くところでした、あらゆる場所、ここでは食に関することですが、あらゆる場面で影響を与えているなと思っております。

一方で、先程のアンケートの結果とありましたが、多くの方は多分市販品をお買い上げしたり、農産物についてあまり問題はないと考えていらっしゃるようですが、やはり一部の方にとっては、出荷制限をしているものや自分が口にする物ということに関して、心配されていたり、そこに非常にギャップがある印象を受けます。もう一つは基準値が決められると中には基準値を超えたものを食べるのではないかと気にされる方がやはり一部にいらっしゃるかと思います。以前、申し上げましたかもしれませんが、私としては元々ホールボディカウンターで体内の放射性物質ということはどうも食べていないという、どうもそちら側から入っていったわけです。結果的に作る側の努力、又は、出荷させないという努力で放射性物質を食べていないということなのか、両者が合体したものなのかといったことで、一方で何が数字を出す、数字を出すということが問題だということではないですけれども、何が残ってきたかということが明確になってきております。

放射性物質が、この作用ですけれども、やはり各々が各々のやるべきこと、場所によるというか伝わらないところがあるというか、全体を通じた、それこそ先程のT O K I Oのような大きな、なぜ今こうなっているのか、そうして全体が繋がっているというようなことを何か上手く論点をまとめていくことを是非お願いしたいと思っております。

先程、ご報告いただいたのですが、食の安全・安心のカラーの資料で、例えば野菜・果実の下の黄色の囲みの中に単に超過が減ってます、減りつつありますということだけではなく、野菜ほ場へのカリ肥料やゼオライト施行、果実樹木の洗浄や粗皮削りなどを実施した結果、本当に狭い範囲で努力していただいたと思うのですが、なぜそうなのかということを加えていただいたこと、こういったちょっとしたことが、少し裾野を広げるのではないかなと思ってまして、なお一層の各課で分かれてやっていることを何かこのように発信していくことをぜひお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(座長)

ありがとうございます。風化をさせないようにですね。やはり大変な取組みを県民として投げたので、これで油断しないように後世に伝えていけない、それと同時に現在起こっている状況というものをしっかり全国の皆さんに発信することも必要ではないかと思っております。何か御意見ございますでしょうか。

太田委員お願いします。

(太田委員)

今の皆さん、もう大丈夫だってことでおっしゃるのですが、私が新地町なのですが、浜通りなのに新地町は比較的いい方だということになってますけれども、うちみたいに山の中の者にとって、結局山林も除染をしないということになりましたし、そうするとやらないのだったらやらないなりに、そこに住む者の心構えをしっかりと教えてほしいというものです。

例えばの話、山から水が流れてくるようなところには田畑を作らない、結局うちなんか山際にあっても水が流れるようなところにあったミョウガが放射能が入っていても比較的低かったです。それで水が無かったところは、とても高かったわけです。国の方で森林を除染しないと決めたのであれば、こんなことを言っても仕方がないかもしれませんが、

住む者の心構えを箇条書きにしろとは言いませんが、教えていただきたいというように思います。以上です。

(座長)

山の中の除染をしないということになると、きのこの問題がありますね。食中毒ということもありますが、実際にある福島市内の山から採ってきたコウタケというとても美味しいきのこがあるのですが、そのきのこを3ヶ月くらい前に測りましたら300Bq/kgくらいありました。とても香りもよく、さぞかし美味しいだろうなと思うのですが、これは食べては駄目ですと思いましたがけれども、やはり山に入れないのではね。せっかくの福島の自然の恵みも味わえないのかななんて、ちょっと残念だなという印象、感想を持っています。

伊藤委員、何かございますか。

(伊藤委員)

上半期の御報告ありがとうございました。いくつか取り留めのない話をさせていただきたいと思うのですが、うちでも放射能検査をしていて、これをいつまでやるのかなと思っています。1台しかないのですが、校正にかかる費用、それから人件費などを考えていて、本当に福島県はそれに対する費用をしっかりと払ってやっているわけです。それで本当にこれはいつまで続くのかなという私の単純な考え方です。先程、小沼委員からアンケートではほとんどの方が安心だと、実際にうちも測定していますがほとんどというかも数値は出ません。でも、検査はやり続けたいいけないだろうな、これをどこでどうするかと考えると、多分行政の皆さまも心を痛めていらっしゃると思うんですね。ですから、より消費者の方にこういった事実をもっともっとお知らせするというところで、先程の加藤委員がおっしゃっていたことも必要かなと思います。

実は先週、都路で養豚業をやっている、震災後にやめた方が、また養豚業をやりたいと思っていたという中で、たまたまうちの県内のスーパーマーケットの店頭にあるお客様の意見で福島県産のものは買わないので売らないでという意見書があったのが目について、「いちいはどうするの」と聞かれたので、うちは県産のものを推進して販売しておりますよ、ですからご安心してまた養豚業を始めたらどうですかというお話しをしましたが、そういった県内の事業者の方も過去にやっていたけどやりたくても二の足を踏んでいることが続いているというのが非常に残念で仕方がないので、もっと色々なアピールをしていくべきだし、多分そういった方の支援も色々あるとは思いますが、そういったことが残念で仕方がないと思います。

先程、冒頭に鈴木部長の方から、やはり守る施策から攻めの施策をやっていききたいというお話がありましたので、最後お話しさせていただきたいのですけれども、国産とか有機とか、GAPの推進、うちもそういったところにどんどん力を入れているのですが、たまたま都内のスーパーで、高品質のスーパーマーケットのお野菜ということで、何が行われているかということで、硝酸態窒素について表現してきているのですね。攻めという点ではGAPや国産、有機という物に対して、福島県はそういうものを推奨し、生産者の側から消費者に渡しているといったような次の一手を考えていただければというのが一点で

す。

(座長)

貴重なご意見ありがとうございます。これについては伊藤委員の思いですので、是非施策に反映していただければと思います。

小沼委員お願いします。

(小沼委員)

今のお話の続きかと思いますが、私たちの調査の結果、こういった放射能に関する検査・報告について、7割の方が関心を持っており、全部知っておりますということで見ております。ですので、もう少し検査を続けていただければと思います。

(座長)

加藤委員おねがいします。

(加藤委員)

35ページのところなんですけれども、「No.2」のところ、農業振興課さんが書いてるところなんですけれども、さらにこの、太田委員の話とも関連しているんですが、森林は除染をしていないわけですよね。それで県内の農地とか水田のところを見ると、山からの湧水を使って、それを水田にして、それを使って稲作をしているところが結構あります。そういうところについては、除染をしない水がそのまま水路に流れているわけで、もちろん全袋検査の結果放射性物質が出ていませんけど、その辺をどのように考えていくのかなというところが1つです。

あともう1つは水田など整備するときに、絶滅危惧種に配慮して、生物がそのままの環境で生きていけるように、配慮なんかも併せてやっていただけると福島県の農業は環境にも優しいし、非常に高品質のお米を作っているということでアピールになるのではないかなと思います。以上です。

(座長)

2件ほどございましたが、事務局お願いします。

(事務局：農業振興課長)

はい。森林除染についてはですね。環境省があのような発表をしたわけですが、福島の除染のやり方、提言の仕方、研究を継続するという事は申し上げます。一点そこを踏まえていただいて、森林から放射性物質が流れてくるのではないかということで、今その防ぎ方に関する研究をやらせていただいております。

また水については、濁った水でなければ、放射性物質はほぼ含まれていないということには分かっております。ですので、仮にそのお米が基準を超えてなくても高い数値、50 Bq/kgとか出た場合、どういうことから何が原因かなと考えて調査をしながら、そこを防いでいくようにやっております。また水の入り口、ゼオライトを詰めた袋を使用して、

水を浄化するというやり方をしていますが、様々な方法を検討していますが、今問題となっているところをどうするということで、全体的な解決はまだできていないというのが実情でございます。

(座長)

加藤委員よろしいですか。ありがとうございます。

施策3についての御説明がございましたが、施策1, 2, 3につきまして、第2期のプログラムというものが4月から9月の上半期につきまして、それぞれの事業課において説明いただいたわけですが、今回の中間報告につきましては、成果目標のうち、輸入食品、不良食品、食中毒というような、現況値の改善が見込まれない部分もございましたが、これらの問題を全てすすめ、さらに解決する工夫を積極的に提案していただき、今後も各施策を頑張っていただくことを期待したいと思います。また、この成果目標も事業内容が本プログラムの最終年度である平成29年度までに達成できるようになお一層の努力をお願いしたいということになるかと思えます。我々委員からも色んな意見が出ました。思いもあれば要望もございましたので、その辺を斟酌していただいて今後も施策に生かしていただきたいと思えます。それでは、議題1はこれで閉めたいと思えますが、よろしいですか。ありがとうございます。なお、最後にまた全体の御意見をいただきたいと思えます。

続きまして議題2の最近の食の安全・安心に関する事案について、各部局から(1)から(5)まで5つの事案が提出されておりますので、事務局から御説明をお願いします。それでは、よろしくをお願いします。

## 【2 最近の食の安全・安心に関する事例について】

### 【(1) 冬季における食中毒対策に向けた取組について】

(事務局：食品生活衛生課長)

それではまず資料2をご覧ください。「冬季における食中毒対策に向けた取組について」報告でございます。これまでの本県における食中毒の発生状況を見ますと、10月～3月の冬期間にノロウイルスを原因とする食中毒が多発しております。これは、本県に限らず、全国的な傾向でございます。従いまして、冬季における、ノロウイルスによる食中毒防止対策は、これについては昨年からの新型の血清型のノロウイルスが蔓延しているという情報もございますが、県民の健康を保護する上で非常に重要であると考えております。

本県における発生状況でございますが、平成20年1月から平成27年10月までに発生した食中毒を見ますと、ノロウイルスによるもので44件で全発生件数の約3割が、患者数は、1,442名と約70%を占めているという状況でございます。ノロウイルスによる食中毒を予防するポイントにつきましては、資料に記載してあるとおり、「調理する人の健康管理」あるいは「調理作業前などの手洗い」それから「調理器具の消毒」の実施の実施でございます。具体的な取組みとしましては、3に記載しておりますとおり、これは12月に行いました一斉監視指導、集団給食施設における従事者への衛生教育、一般消費者を対象とした出前講座の開催と積極的な広報活動、これらを実施しまして、これからの食中毒防止対策に万全を期していきたいと考えております。以上

でございます。

(座長)

ありがとうございます。

それでは、続きまして「(2) 食の安全・安心アカデミーシンポジウムについて」事務局から説明をお願いします。

### 【(2) 食の安全・安心アカデミーシンポジウムについて】

(事務局：消費生活課長)

資料3を御覧ください。食の安全・安心アカデミーシンポジウムについてでございます。先程議題1の基本施策3の中の1つの取組みとして、後ほど御説明しますとしましたものでございます。これは内容的には一般消費者に対しまして、放射能に関する正しい情報の提供と知識の習得を通しまして、不安や疑問の解消を図ることを目的に開催しているものでございます。昨年度も開催しておりますが、今年度も12月に福島市、郡山市で開催いたしました。それぞれ200名を超える参加者に参加いただきました。

内容でございますが、次のページのチラシを御覧ください。第1部と第2部とございまして、第1部は長崎大学の高村先生の基調講演、放射線被ばくと健康影響について過去の事例から考えるということでチェルノブイリの事故と比較したお話をさせていただきました。第2部はパネルディスカッションになっておりまして、松永先生という化学ジャーナリストの方を中心としまして、パネリストが武藤さんというNPO法人ゆうきの里東和の理事長の方で、農家の方を代表して農業の取組みの観点から、それから川嶋あいさんはシンガーソングライターですが、本県にも何度も来ていただいて復興支援をやっていただいている方です。川嶋さんからは全国的な視点から色々と県に対する感想をお話いただきました。それから生活協同組合の理事の方に福島会場と郡山会場に1人ずつ、生協の取組みや消費者の代表からの御意見等を色々といただきました。県の環境保全農業課の澤田課長にも登壇いただきまして県の取組みをお話いただきました。

このように、12月に開催しまして、食の安全・安心と不安や疑問の解消を図ることを目的にこういったものを行ったという報告でございます。以上です。

### 【(3) 食品加工に関する研修事業について】

(事務局：産業創出課長)

続きまして、資料4を御覧ください。「(3) 食品加工に関する研修事業について」でございます。これは平成27年度の技術で支える県産品加工支援事業ということで、食品製造業者の方々等を対象にした研修会を実施したものでございます。全3回開催いたしました。第1回目は10月に開催いたしまして、安全性を確保したうえで素材の風味や食感を活かした商品開発ということで、加熱技術であったり、適切な温度設定についてということで専門のシェフをお招きしまして、実演形式で研修を行ったところでございます。

第2回目は11月に保存加工についての研修を行いました。トレハロースという糖類の一種なんですけれども、こういった新しいものを使い、食品の変色や劣化を抑制したうえで、どのように保存加工していくかということで専門の研究者の方をお招きしまして実演

形式で研修を行ったところでございます。

第3回目は12月に開催いたしました。厨房機器のショールームの視察を行いながら、安全衛生を確保したうえで、作業効率を確保して、どのように加工所設計をしていくかを事前検証を行ったところでございます。またノロウイルスによる食中毒予防の注意喚起なども併せて行ったというところでございます。いずれの回も30名程度の方々にご参加をいただいて盛況でしたので、引き続き来年度も実施したいと考えております。以上でございます。

#### 【(4) あんぽ柿の産地再生に向けた取組について】

(事務局：園芸課長)

続きまして資料5を御覧いただきたいと思っております。「(4) あんぽ柿の産地再生に向けた取組について」につきまして、御説明したいと思っております。あんぽ柿は県内の特産品ということでこれまで生産してまいりました。原発事故の影響によりまして、加工自粛をしましてまいりましたが、加工再開モデル地区の設定や非破壊検査機器の開発導入によりまして、平成25年3年ぶりに出荷を再開することが出来ました。出荷量も200t、500tと増加しております。今年度もモデル地区の拡大、GAPに基づきます二次汚染防止対策などを行いながら、産地の支援をしているところでございます。

まず、安全な原料柿の確保につきまして、幼果期検査を実施しております。全部で2,775のほ場からサンプリングしまして、検査を実施しております。この検査によりまして、ほ場ごとに加工ができるかどうか判断しております。次のページにお進みください。その結果に基づきまして、加工再開モデル地区を設定いたしました。昨年が61の大字、今年度は95の大字ということで年々拡大してきてございます。また、今年度は福島市で24の大字も加わったところでございます。なお、モデル地区の中にも小字ごとにリスクの高い所につきましては、加工を自粛してもらっています。

次のページでございます。今年度の出荷数量でございますが、目標は震災前の75%の1,157tということで設定いたしまして、それぞれ生産者の方や出荷団体の方に取組みをしていただいております。

全量非破壊検査でございますが、昨年度までに26台の検査機器を導入いたしました。今年度さらに7台増設いたしまして、33台の検査体制で検査に臨んでおります。検査の内容としましては、箱ごとに検査を実施しております。箱には8つのトレーが並べてありますが、検査機器の中では、8つのトレーそれぞれについて検査ができるようになっており、1つでも50Bq/kgのスクリーニングレベルを超えた場合は箱ごと出荷をしないということで、安全に注意をしているところでございます。昨年末までに100万トレーの検査を実施しております。数量的には、250tを超える量について検査を実施してございまして、スクリーニングレベルを超えたものはそのうち0.1%でございました。

産地が段々戻ってきてございますが、販売対策ということでそれぞれの消費地の卸売業者の方に安全性を訴えるとともに適正な価格での取引をお願いしてございます。今後も安全性について発信していきたいと思っております。以上でございます。



## 【(5) 学校給食モニタリング事業について】

(事務局：健康教育課長（代理：健康教育課主幹兼副課長）)

続きまして、資料6について説明させていただきます。学校給食に関する事案、2点について説明させていただきます。1つ目は学校給食モニタリング事業でございます。こちらは、基本施策3の「No.11」でございます。学校給食、1食分の放射性物質検査ということでございまして、こちらについては検出下限値1Bq/kgの機械を使っておりますが、結果は表にありますように、徐々に検出する値が減ってきているという状況でございます。2つ目は「いただきます。ふくしまさん」事業でございます。こちらにつきましては、安心・安全な県産農林水産物を学校給食に活用していただくことで、地域の食文化、生産者への感謝の気持ち、食育という観点から推進しているものでございます。

事業の実施にあたりまして、保護者を対象とした試食会とか放射性物質検査の見学会などを実施して、学校給食に関する保護者の疑問を解消してもらうことも目標にしております。一つ目の事例につきましてはいわき市教育委員会での保護者を対象とした見学会を開催した様子でございます。2つ目のものは、田村市で実施した給食の試食会、説明会についての様子となっております。試食会では給食と同じメニューを出しておりますけれども、おかずの半分以上が福島県産の食材を使っております。以上です。

(座長)

ありがとうございます。

ただ今、最近の「食の安全・安心」に関する事案について、5つの事案の報告がございました。委員の皆さまから何か御意見御感想等ございますれば、いかがでしょうか。

加藤委員をお願いします。

(加藤委員)

食の安全・安心アカデミーシンポジウムのプリントについて、お聞きします。主催が福島県生活環境部消費生活課、共催が消費者庁なんですけど、申し込み先が裏のところを見ると、ふくしまFM「食の安全・安心アカデミーシンポジウム係」となっております。申し込み先が県庁ではなくて、ふくしまFMさんなのかなって、何か違和感を感じるのですが、これは委託ですか。それとも人数の取りまとめだけのことなんでしょうか。

(事務局：消費生活課長)

消費生活課です。この事業は県独自で出来ればいいのですが、委託して開催している事業でございますので、申し込み先もここに記載のところということにさせていただきます。

(座長)

他にございますか。

過足委員をお願いします。

(過足委員)

今の福島県産は半分使っているということだったのですが、福島県産でないものを例えばデザートなどで県内で生産されていない食品を使っているという意味か、それとも危ないから半分しか使えないということなんでしょうか。

(事務局：健康教育課長（代理：健康教育課主幹兼副課長）)

はい。市場に出回っているものの2割程度、福島県にない食品や季節的にないものがありまして、市場に出回っているものは2割程度ですかね。計算ですと、それを超えて使ってもらおうということで、5割を一つの基準、目安として設定しているということでございます。

(座長)

過足委員、お願いします。

(過足委員)

福島県産は5割程度しか使っていないということによろしいですか。

(事務局：健康教育課長（代理：健康教育課主幹兼副課長）)

いえ、補助事業の指定の際に5割以上使ってくださいということで、5割未満だと事業になりません。ですので、100%使っていただいてもよいです。

(過足委員)

学校給食の例をとってもよいですか。

(事務局：健康教育課長（代理：健康教育課主幹兼副課長）)

これは、学校給食に出されているものを試食会として提供するものです。

(過足委員)

でしょ。これは今度全面的に大丈夫になったぞという話ではなく、気になるのです。50%というのは、足りないなと思います。それだけまだ信頼関係が少ないのかなと思います。ちょっと驚いておりますが、県内産で採れないものは仕方ないですが。

(座長)

私の感想ですけれども、TPPで安い食材が入ってくると、ますます県産品、地元の食材を使わなくなるのではないかという心配があります。過足委員がご指摘のとおり、やはり地元の食材の安心・安全性というものをもう少しPRしてと、どんどん使っていただくPRなり活動なり、そういった事業展開をしていただくことをぜひお願いしたいということだと思うのですが。

(過足委員)

その通りです。福島県産をPRをしていただきたい。さっき言った通り、美味しいでしょう、野菜。ぜひ、お願いしたい。

(小沼委員)

私たちの調査では、国内産で福島を、という人も多いです。特に、県産で美味しいものということで、調査の結果はそうなっています。

(座長)

学校給食の現場で、家族、子どもの親を対象に、内閣府の食品安全委員会で講習会や説明会があるみたいですが、学校給食は大丈夫だと説明しても、まだ学校給食は心配だという方がいて、これをどうすればいいのかなと、国も市町村も、福島県も頭を痛めているのでしょけれども、やはり生産者が一番気を揉んでいるのではないかなと、そこで行政がどう支援していけるのかということだろうと思いますね。

(加藤委員)

野菜はもうほとんど大丈夫ということですが、漁業は操業がちょっと規制されていたりするので、例えば福島県産の魚は学校給食にどの程度使われているんでしょうか。

(座長)

まだ出荷制限かかってますからね。試験操業の物は学校給食に使えるのか。その辺どうですかね。

(久保木委員)

学校給食に使えるほどの量が獲れていません。本当の漁にならないと、網をたくさん使えないので、いわきでの漁は、2週間に1回や2回、ほとんど1回なんです。それで学校給食で使うほどの量は獲れていない状況です。

(座長)

事務局の方、いかがですか。

(事務局：水産課長)

今、久保木委員がおっしゃったとおりです。

(座長)

そうですね。これからは学校給食に使っていただければ、地元の理解がなくて、他県の理解を得るなんていうのはありえませんのでね。地元民の努力を発信していただければなと思います。他にございませんでしょうか。

(太田委員)

今の話で触れていたとは思いますが、福島県は魚に規制がかかっていますよね。新地町の場合はすぐ隣が宮城県なんです。そうすると、宮城県の方がたくさん持ってきてくれるんですよ。どうしたらいいのかなと悩むんですけども、どう考えればいいでしょうか。教えていただきたいです。

(座長)

事務局、お願いします。

(事務局：水産課長)

水産課です。沿岸漁業に関しましては、都道府県ごとに規制がかかっておりますので、委員がおっしゃったように、確かに新地町だと宮城県が目と鼻の先なんです。福島県では出荷に規制がかかっている、県単位で宮城県ではかかっていない魚ということで、安心して食べていただくしかないかなと思います。

(松永委員)

今関係の話だと、食品表示法でいけば、水揚げした漁港が例えば宮城県なら、福島県の海で獲った魚を仮に塩釜で水揚げしたら、宮城県産になってしまうのではないのでしょうか。そうなら、食品表示法がざる法なのではないかなと少し思ったのですが、その辺をどういうように考えればよいか、お聞かせいただきたい。

(事務局：水産課長)

水産課です。先程の沿岸漁業につきましては、福島県で操業を自粛しております、それについて他県への強制力はありませんが、操業を控えていただくように協力を求めていますので、今委員のおっしゃったように沿岸に他県の船が来て、宮城県産に水揚げということはございません。ただ、福島県の沖合の魚種に関しては、太平洋北部海域となっておりますので、そこで獲れたものはそういう形での表示になっているはずですので、今委員がおっしゃったような心配、心配なさっているような事態はないかと思えます。

(座長)

はい。お願いします。

(松永委員)

外国の場合はどうでしょう。例えば韓国籍の漁船が福島県沖で獲ったもの、それを韓国に持って行って韓国産として輸出する。日本がそれを輸入するというケースは考えられないでしょうか。

(事務局：水産課長)

今、海の場合、排他的経済水域がありますので、今のところ、震災前から外国船が福島県の沿岸で操業しているという実態はないと思います。ただ、サンマですと、公海上での

操業の自由がありますので、韓国船、台湾船、中国船の漁獲というのは、かなり日本を上回る形で漁獲していると聞きますけれども、本県沿岸で外国船が操業しているという実態はございませんので、それについては県の取締船も出ていますし、保安部の情報を聞いている範囲では、それらの各国船が水揚げをして日本に輸入されているというケースはないかと理解しています。

(座長)

よろしいでしょうか。

(座長)

食品生活衛生課の方から、冬季における食中毒対策、特に発生がピークになるノロウイルスの対策等について、確実に継続いただければなと思います。今の食の安全・安心シンポジウムについて、消費者教育、事業者教育に関わりますので、本県の食の安全に理解する大変結構な機会ではないかなと思います。3番目の食品加工に関する研修事業も同様かと思しますので、ぜひ今後も継続していただければなと思います。委員の皆さまの一致した意見かと思います。

さらに、明るい話題ということで、部長が先程申し上げましたが、あんぼ柿の産地再生に向けた取組み、放射性物質対策について、それぞれの分野でも情報を公開して、また様々な足りない部分もありますので、その情報の提供に努力していただければなと思います。

また、今年の6月11日、12日に郡山市において、第11回食育推進全国大会が開催されます。第10回は東京都墨田区で開催されたと思いますが、東北・北海道では本県がはじめてであります。県外からも沢山の方がいらっしゃいますので、県内の生の情報を十二分ではないかもしれませんが、一生懸命努力しているんだということを、生の実態を発信して、理解をいただく絶好の機会ですので、ぜひとも成功させていただきたいと思します。関係課長さんにプレッシャーをかけるのではなく、全県一致して取り組んでいただければなと思います。

全体を通して、委員の皆さまから何か御意見、感想なりございましたら、お伺いしたいと思しますが、何かございますか。

(遠藤委員 (代理：羽根田委員))

最後によろしいでしょうか。

(座長)

お願いします。

(遠藤委員 (代理：羽根田委員))

J A福島中央会の羽根田と申します。本来ですと私どもの部長の遠藤が出席する予定でしたが、所用がありまして私、代理の羽根田が出席させていただきました。

県の各課では色々な取組みをされていて、福島の農林水産物の安全・安心ということ

で取組んでいращやるといところかと思ますが、我々も連携しながら一緒になってやってきたといところでございますけれども、先程、消団連の方からありましたけれども、食に対するイメージが、福島県の物は安全だよといことで、割合的には安定しているといことでした。

ただですね。こういったアンケート、ちょっと見方が偏っているのかもしれませんが、オール福島、オール日本でいうと、まだ福島の安全な農林水産物という見方は薄いのかないと思っております。県の方もシンポジウムや研修会等、色々と開催していると思うのですが、やはりそういったシンポジウムや研修会に参加される方はそういう食の安全・安心に関心のある方のほうが多くて、あまり関心のない方はニュースで放射性物質の報道を見たことや震災直後の県の農産物は汚染されているというようなイメージのまま止まっています、もう安全なんだという認識が、まだまだなのかなと思っております。それで、我々もそういった方々に対して、安全だというPRを情報を発信しているつもりなのですが中々それが進まないといところがありますので、そのところは県の皆さま方と連携して取組んでいきたいと思っております。

先程の食育について、質問なのですが、資料1の23ページです。食育応援団が平成26年の15社から34社で倍以上に増えたといことで実績が記載されていますが、その34社の企業の方々がどのような取組みをしているのか、また特徴的な取組みがあれば少し教えていただきたいと思しました。以上です。

(座長)

ありがとうございます。事務局お願いします。

(事務局：健康増進課長)

健康増進課長です。まず食育推進全国大会ですが、JAさんをはじめ、色々な方々の御協力いただき、実行委員会を作り、今準備をしているところです。

食育応援企業団ですが、こちらに本日御出席いただいている、「いちい」さんに参加いただき、今年15社でスタートしましたが、まず食育推進全国大会も始まるといことで、もう少し関係者の輪広げていきたいといところでございます。

主な報道機関や今まであまりお付き合いのなかったところに情報発信の必要性といことは、委員の皆様のおっしゃる通りですので、我々も主に報道機関の方、それ以外にメーカーといいますか小売りの方が多かったなとい反省点から、カルビーさんに加わっていただいているとい状況でございます。以上です。

(座長)

シンポジウム等、色々な予定されているとのこと。盛大になることを期待しております。議題3といことで、資料が最後に、先程少し話にはでしたが、用意されておりますので、その他のところで事務局から何かありますか。

(事務局：食品生活衛生課副課長兼主任主査)

はい。その他としまして、資料の報告をさせていただきたいと思します。今年度第1回

の懇談会で「ふくしま食の安全・安心」チラシの案を配布させていただいたところ、先程宮崎委員からご説明がございましたが、具体的な取組みを書いた方が分かりやすいということで、野菜・果実については、各種吸収抑制対策について記載しております。畜産物についても、原乳、肉類、鶏卵等に対しては飼料管理対策や牧草地の除染対策によって、下がってきたことを追記しております。この資料については約4000部ほど作成しまして、県内各市町村や簡易測定場所、放射性物質の簡易測定装置が置いてある場所と日本橋のふくしま館など福島のアナテナショップに置いて配布をしているところであります。

なお、本年6月11日および12日、「ビッグパレット福島」で開催されます第11回の食育推進全国大会においても事務局としてブースを設けさせていただいて、こちらのチラシを配付する他、福島の食の安全・安心の取組みについても広くお知らせしたいと考えております。以上です。

(座長)

ありがとうございます。本県の場合、放射性物質の問題が食の安全に大きな要因を占める訳ですので、ぜひ情報を発信していただきたいと思います。

その他にありますでしょうか。ないようですので、これで私の座長の任を終了させていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

(司会：食品生活衛生課専門獣医技師)

本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年度第2回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を終わらせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。